

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5110	51100002		特定非営利活動法人ひだまり	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5110	51100003		特定非営利活動法人ひだまり	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5110	51100004		特定非営利活動法人ひだまり	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5110	51100005		特定非営利活動法人ひだまり	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5110	51100006		特定非営利活動法人ひだまり	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5110	51100007		特定非営利活動法人ひだまり	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5110	51100008		特定非営利活動法人ひだまり	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係あると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5111	51110001		特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5111	51110002		特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5111	51110003		特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5111	51110004		特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5111	51110005		特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5111	51110006		特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5111	51110007		特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5111	51110008		特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5112	51120001		NPO法人ラルあゆみ	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5112	51120002		NPO法人ラルあゆみ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5112	51120003		NPO法人ラルあゆみ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5112	51120004		NPO法人ラルあゆみ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5112	51120005		NPO法人ラルあゆみ	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5112	51120006		NPO法人ラルあゆみ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5112	51120007		NPO法人ラルあゆみ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5112	51120008		NPO法人ラルあゆみ	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5113	51130001		ほっと愛	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5113	51130002		ほっと愛	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5113	51130003		ほっと愛	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5113	51130004		ほっと愛	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5113	51130005		ほっと愛	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5113	51130006		ほっと愛	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5113	51130007		ほっと愛	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5113	51130008		ほっと愛	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものととなると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5114	51140001		NPO法人自立支援センター四岳館	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5114	51140002		NPO法人自立支援センター四岳館	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5114	51140003		NPO法人自立支援センター四岳館	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5114	51140004		NPO法人自立支援センター四岳館	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5114	51140005		NPO法人自立支援センター四岳館	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5114	51140006		NPO法人自立支援センター四岳館	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5114	51140007		NPO法人自立支援センター四岳館	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5114	51140008		NPO法人自立支援センター四岳館	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5115	51150001		特定非営利活動法人移動ネットあいち	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5115	51150002		特定非営利活動法人移動ネットあいち	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5115	51150003		特定非営利活動法人移動ネットあいち	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5115	51150004		特定非営利活動法人移動ネットあいち	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5115	51150005		特定非営利活動法人移動ネットあいち	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5115	51150006		特定非営利活動法人移動ネットあいち	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5115	51150007		特定非営利活動法人移動ネットあいち	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5115	51150008		特定非営利活動法人移動ネットあいち	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものととなると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5116	51160001		特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5116	51160002		特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5116	51160003		特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5116	51160004		特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5116	51160005		特定非営利活動法人法人西三河在宅介護支援センター	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5116	51160006		特定非営利活動法人法人西三河在宅介護支援センター	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5116	51160007		特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号との間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5116	51160008		特定非営利活動法人西三河在宅介護支援センター	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5117	51170001		特定非営利活動法人ノッポの会	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170002		特定非営利活動法人 ノッポの会	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5117	51170003		特定非営利活動法人 ノッポの会	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170004		特定非営利活動法人 ノッポの会	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5117	51170005		特定非営利活動法人 ノッポの会	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170006		特定非営利活動法人 ノッポの会	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5117	51170007		特定非営利活動法人 ノッポの会	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5117	51170008		特定非営利活動法人 ノッポの会	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5118	51180001		特定非営利活動法人たすけ あい名古屋	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5118	51180002		特定非営利活動法人たすけあい名古屋	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5118	51180003		特定非営利活動法人たすけあい名古屋	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5118	51180004		特定非営利活動法人たすけあい名古屋	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5118	51180005		特定非営利活動法人たすけあい名古屋	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5118	51180006		特定非営利活動法人たすけあい名古屋	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5118	51180007		特定非営利活動法人たすけあい名古屋	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5118	51180008		特定非営利活動法人たすけあい名古屋	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5119	51190001		福祉サポートセンターさわやか名城	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5119	51190002		福祉サポートセンターさわやか名城	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5119	51190003		福祉サポートセンターさわやか名城	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5119	51190004		福祉サポートセンターさわやか名城	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5119	51190005		福祉サポートセンターさわやか名城	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5119	51190006		福祉サポートセンターさわやか名城	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5119	51190007		福祉サポートセンターさわやか名城	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5119	51190008		福祉サポートセンターさわやか名城	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5120	51200001		特定非営利活動法人かくれんぼ	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200002		特定非営利活動法人 かくれんぼ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5120	51200003		特定非営利活動法人 かくれんぼ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200004		特定非営利活動法人 かくれんぼ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5120	51200005		特定非営利活動法人 かくれんぼ	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200006		特定非営利活動法人 かくれんぼ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5120	51200007		特定非営利活動法人 かくれんぼ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5120	51200008		特定非営利活動法人 かくれんぼ	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5121	51210001		特定非営利活動法人ゆめじろう	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210002		特定非営利活動法人ゆめじろう	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5121	51210003		特定非営利活動法人ゆめじろう	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210004		特定非営利活動法人ゆめじろう	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5121	51210005		特定非営利活動法人ゆめじろう	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210006		特定非営利活動法人ゆめじろう	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5121	51210007		特定非営利活動法人ゆめじろう	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5121	51210008		特定非営利活動法人ゆめじろう	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5122	51220001		特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220002		特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5122	51220003		特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220004		特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5122	51220005		特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	